

新電力（PPS）の供給力について

(4/23需給検証委員会)

2012年4月23日
株式会社エネット



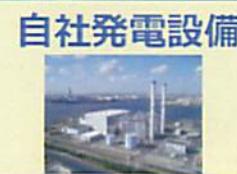
新電力の電力供給の仕組み

1

電力会社
発電設備



常時バックアップ
(電力会社より)



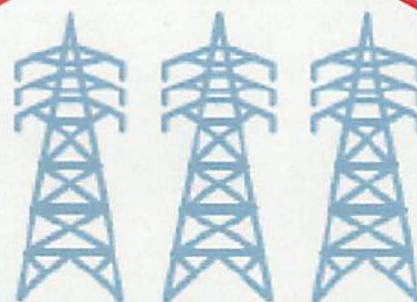
自家発余剰電力



卸電力取引所
(JEPX)

供給される電気の品質は
電力会社も新電力も同質

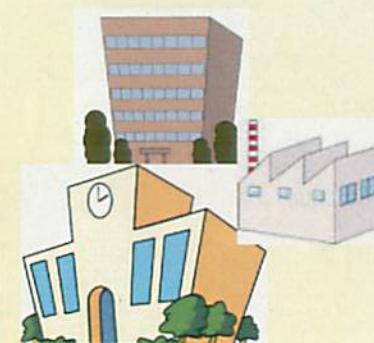
電力会社
送電網



電力会社と契約の
需要家



新電力と契約の
需要家



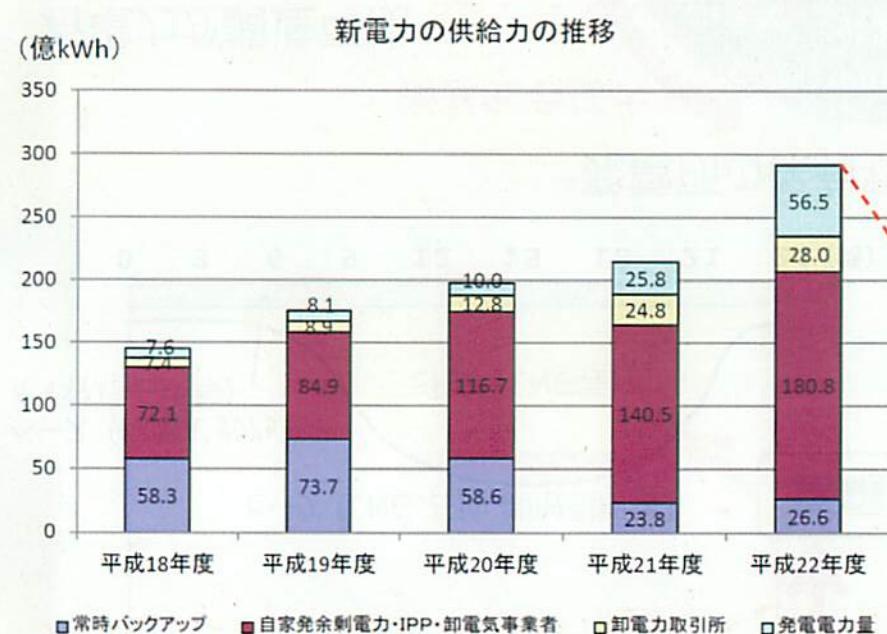
同時同量制御システム



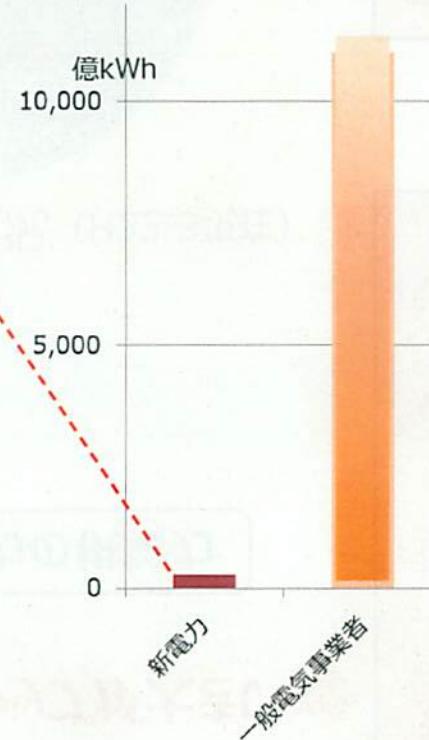
監視端末



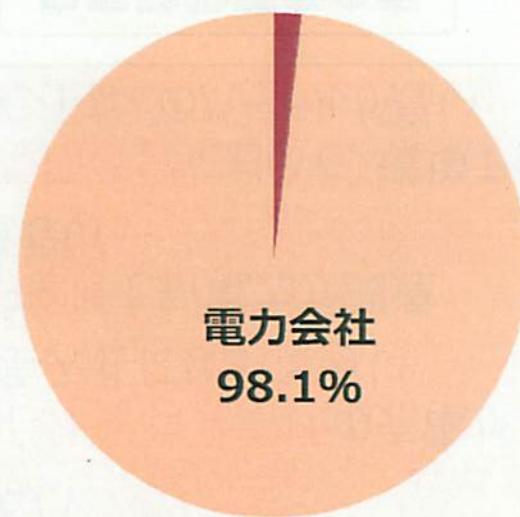
新電力と一般電気事業者の供給力比較



H22年度



新電力
1.9%

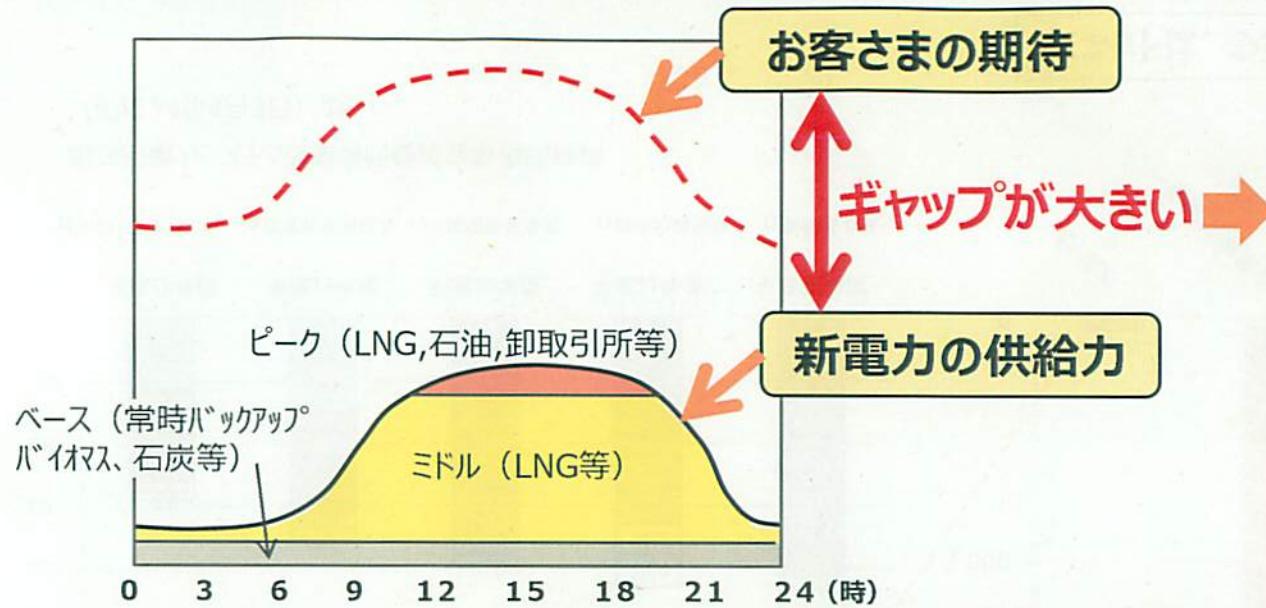


総需要電力量 約1兆kWh

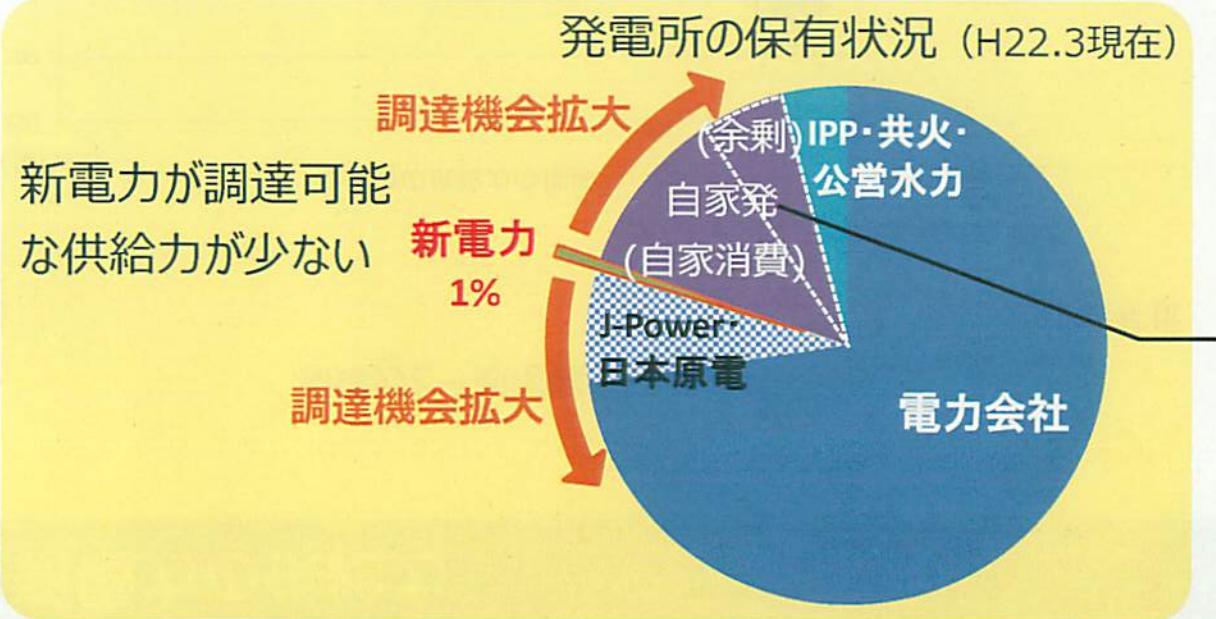
第3回電力システム改革専門委員会事務局資料

(平成24年4月3日) より

エネットは、今夏の供給力については需要に応じて確保している



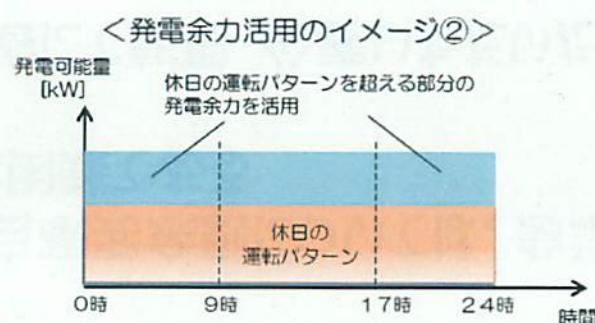
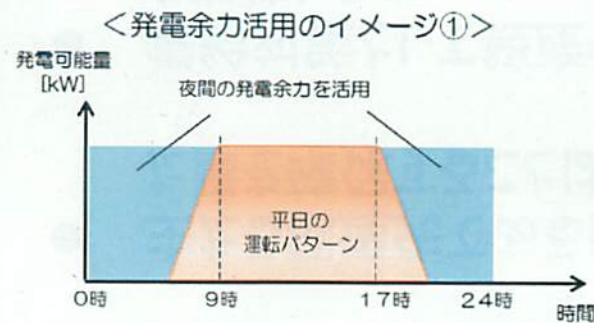
- 問題の所在
- ① ベース供給力が不足している
 - ② 卸電力取引所の取引量が少ない
 - ③ 自治体保有発電所の売電が競争入札になっていない
 - ④ IPP電源を新電力が調達できない
 - ⑤ 発電所建設において、環境アセスメントなどのハードルが高い



- 自家発設置者の声
- 新電力に売電するとトラブル時にインバランス料金を求償される
 - 電力会社との取引関係があり、新電力には供給できない
 - 卸電力取引所は取引量が少なく価格も不安定など

- 自家発余剰電力の新規獲得や既存電源からの出力増は容易ではない
- 需給対策として経産省にて指針を示していただいた下記の方策等について実質的に効果が表れ、新電力にも余剰電力調達の機会が広がることを期待したい

①卸・IPP電源の発電余力活用の具体的スキームについて（H23.11月公表）



通常、一般電気事業者との契約において定められた利用率をベースとした発電パターンのみで運転されているが、パターンを超える部分の発電余力を、卸供給契約とは別途、取引所や新電力に売却できることが明確化された

②自家発補給契約の運用に係る指針（H24.3月公表）

自家発補給契約を常用契約と異なる電気事業者と締結できることを実質的に可能とするための指針

○指針のポイント

- ・不足電力の「仕分けルール」を例示
- ・託送供給ルールにおける運用（みなし不使用）の明確化
- ・標準的な協議期間を1か月と明確化

新電力が一般電気事業者よりも安価な自家発補給契約を自家発設置者と締結することで、自家発導入の経済性が向上し、自家発の新規設置や出力増が期待できる

- 新電力の現在のシェアは2%弱であり、電力各社の管内、ひいては全国の需給バランスに対する影響力は極めて小さい
- エネットは、今夏の供給力については需要に応じて確保している
- 主たる調達先である自家発余剰については、急増するお客様のご要望に応じた量を確保することは困難である
- 需給対策として経産省にて整理・公表いただいた各指針の効果があらわれることを期待したい
- 基本的には、卸電力取引所の活性化や電力会社のベース電源切り出し等の、**本格的な競争環境整備が必要**と考える